

別表 2－2

輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業については、類別 1 又は 2 から 1 つ、3 又は 4 から 1 つ、5 及び 6 の 4 つを必須とし、7 から 18 までの中から最大 2 つ選択できるものとし、最大で合計 6 つの成果目標を立てるものとする。

畜種	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
共通	1	・以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。これとは別に、和牛を扱う施設にあっては、③に取り組むこと。 ①目標年度又は 2030 年度までの期間の輸出累計額が概ね補助金額に見合う水準となる・・・・・・・・5 ポイント ②輸出額（又は輸出量）が輸出施設の取扱額（又は取扱量）に占める割合が概ね 5 % 以上となる・・・・・・・・2 ポイント ③輸出に仕向ける和牛の頭数を食肉処理施設全体の和牛処理頭数で除した割合が 20 % 以上となること・・・・・・・・5 ポイント 加えて、 ・精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合・・・・・・・・3 ポイント ただし鶏卵及び牛乳乳製品については、 （鶏卵） ・米国及びシンガポール向け輸出の双方を含む取組であること・・・・・・・・3 ポイント （牛乳乳製品） ・EU 向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・3 ポイント	・以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①以下から、合わせて合計 5 ポイントまでを選択できるものとする。 ・直近 3 年間継続して輸出実績がある・・・・・・・・2 ポイント ・直近 3 年間の輸出額の平均 1 億円以上・・・・・・・・3 ポイント 5 千万円以上・・・・・・・・2 ポイント 1 千万円以上・・・・・・・・1 ポイント ②以下のいずれかを選択できるものとする。 ・G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である・・・・・・・・1 ポイント ・輸出関係のセミナーに参加したことがある・・・・・・・・1 ポイント
豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品	2	・以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①目標年度又は 2030 年度までの期間の輸出累計額が、補助金額のうち施設・設備の耐用年数に対する当該期間の割合で算出した額に見合う水準と概ね同等となる・・・・・・・・2 ポイント ②目標年度又は 2030 年度の輸出額が概ね 2 億円を超える水準となる・・・・・・・・2 ポイント 加えて、 ・精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合・・・・・・・・3 ポイント ただし鶏卵及び牛乳乳製品については、 （鶏卵） ・米国及びシンガポール向け輸出の双方を含む取組であること・・・・・・・・3 ポイント （牛乳乳製品） ・EU 向け輸出を含む取組であること・・・・・・・・3 ポイント	
共通	3	・以下の①から②のうち 1 つを選択できるものとする。 ①目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額（複数畜種を取り扱う施設にあっては、各畜種の輸出累計額の合計額）を補助金額で除した割合 （①＝目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額／補助金額） 120 % 以上・・・・・・・・5 ポイント 115 % 以上・・・・・・・・4 ポイント 110 % 以上・・・・・・・・3 ポイント 105 % 以上・・・・・・・・2 ポイント 100 % 以上・・・・・・・・1 ポイント ②輸出額（又は輸出量）を輸出施設の取扱額（又は取扱量）で除した割合（複数畜種を取り扱う施設にあっては、畜種ごとに算出した各畜種のポイントを合計し、5 ポイン	

		トを上限として加算する) (②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）） 9％以上・・・・・・・・・・5ポイント 8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 7％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント													
豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品	4	・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。 ①目標年度又は2030年度までの輸出累計額を、補助金額を施設・設備の耐用年数で除して更に当該年数を乗じた額で除した割合 (①＝目標年度又は2030年度までの輸出累計額／補助金額／施設・設備の耐用年数×目標年度又は2030年度までの年数) 120％以上・・・・・・・・・・5ポイント 115％以上・・・・・・・・・・4ポイント 110％以上・・・・・・・・・・3ポイント 105％以上・・・・・・・・・・2ポイント 100％以上・・・・・・・・・・1ポイント ②目標年度又は2030年の年間輸出額 3億円以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.7億円以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4億円以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.2億円以上・・・・・・・・・・2ポイント 2億円以上・・・・・・・・・・1ポイント													
共通	5	・以下の①から⑫までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ①HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・・・1ポイント ②ハラール認証を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント ③対EU輸出食肉の取扱いについて(平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知)により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること ・・・・・・・・・・1ポイント ④上記の①から③までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑤HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑥施設整備により輸出先国・地域に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で定めるターゲット国・地域（輸出可能な国・地域に限る。）を追加すること（EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。） ・・・・・・・・・・（1か国・地域につき）1ポイント <table><tr><td>品目</td><td>ターゲット国・地域</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>香港、台湾、米国、EU</td></tr><tr><td>豚肉</td><td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr><tr><td>鶏肉</td><td>香港、ベトナム、シンガポール、EU</td></tr><tr><td>鶏卵</td><td>香港、台湾、シンガポール、米国</td></tr><tr><td>牛乳乳製品</td><td>ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ</td></tr></table> ⑦施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表に記載される統計番号の4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。	品目	ターゲット国・地域	牛肉	香港、台湾、米国、EU	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU	鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国	牛乳乳製品	ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ	・以下の①から⑥までのの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・5ポイント ②HACCP等認定を取得していること・・・・・・・・4ポイント ③ハラール認証を取得していること・・・・・・・・4ポイント ④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・・・3ポイント ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・2ポイント ⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・・・・・・・1ポイント
品目	ターゲット国・地域														
牛肉	香港、台湾、米国、EU														
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾														
鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU														
鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国														
牛乳乳製品	ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ														

		⑧輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイント ⑨有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・1ポイント ⑩GAP 認証畜産物を取り扱うこと　・・・・・・1ポイント ⑪小売向けと外食向けの双方への輸出を含む取組であること　・・・・・・1ポイント ⑫処理工程に自動化機械等を導入すること　・・・・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
共通	6	・整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 30 戸以上・・・・・・5ポイント 15 戸以上・・・・・・3ポイント 5 戸以上・・・・・・1ポイント	・整備を行う前の施設の受益農家数。 20 戸以上・・・・・・5ポイント 10 戸以上・・・・・・3ポイント 5 戸以上・・・・・・1ポイント
牛肉、豚肉	7	・1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・1ポイント なお、既に1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,000頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。 ・稼働率を70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 （稼働率＝1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）／1日当たりの処理能力（肥育豚換算）） 80%以上・・・・・・5ポイント 78%以上・・・・・・4ポイント 76%以上・・・・・・3ポイント 73%以上・・・・・・2ポイント 70%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680頭以上・・・・・・5ポイント 1,540頭以上・・・・・・4ポイント 1,400頭以上・・・・・・3ポイント 1,260頭以上・・・・・・2ポイント 1,120頭以上・・・・・・1ポイント	・1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・・・・5ポイント 980頭以上・・・・・・4ポイント 840頭以上・・・・・・3ポイント 700頭以上・・・・・・2ポイント 560頭以上・・・・・・1ポイント ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上 35頭以上・・・・・・5ポイント 30頭以上・・・・・・4ポイント 25頭以上・・・・・・3ポイント 20頭以上・・・・・・2ポイント 15頭以上・・・・・・1ポイント

牛肉、豚肉	8	・ 1 頭当たりの部分肉処理コストを 5 % 以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 1 頭当たりの部分肉処理コスト。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 21,600 円以下・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 22,950 円以下・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24,300 円以下・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25,650 円以下・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 27,000 円以下・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 豚の場合 2,400 円以下・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2,550 円以下・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2,700 円以下・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2,850 円以下・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3,000 円以下・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
牛肉、豚肉	9	・ 産地食肉センターの部分肉仕向割合を 2.5 ポイント以上増加。ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 12.5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10.0 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5.0 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・ ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であつて、牛専用の施設であること・・・・・・・・ 5 ポイント
鶏肉	10	・ 鶏もも肉 1 kg 当たりの販売価格を 1.0% 以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 直近 3 年の鶏もも肉 1 kg の卸売価格の平均と比較して 1.0 % 以上 10.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
鶏肉	11	・ 受益農家の出荷羽数を 1 % 以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 受益農家全体の年間出荷羽数が 125 万羽以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。） 625 万羽以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 500 万羽以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 375 万羽以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 250 万羽以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント

			125 万羽以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
鶏肉	12	・ 1 万羽当たり処理・加工コストを 1 %以上削減 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 生体 1 kg 当たりの平均処理加工費用 50 円と比較して 1.0 %以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
鶏卵	13	・ 鶏卵 1 kg 当たりの販売価格を 1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 直近 6 年間の農家販売価格の平均と比較して 1.0%以上 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
鶏卵	14	・ 事業実施主体の鶏卵販売量を 1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 1 日当たりの鶏卵販売量が 10 トン以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61 トン以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 48 トン以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 36 トン以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 23 トン以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10 トン以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
鶏卵	15	・ 鶏卵 100 kg 当たり処理コストを 1.0%以上削減（処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 鶏卵 100 kg 当たりの全国平均処理コスト 2,879 円より 1.0 %以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
鶏卵	16	・ 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を 0.2 ポイント以上低減 1.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 0.8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0.4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が 2.00%以下 1.00%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
牛乳乳製品	17	・ 乳業施設における L L 牛乳等や乳製品の販売額を 2 %以上増加 10%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・ 事業を実施する乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占める L L 牛乳等や乳製品の販売額の割合が 20%以上 50%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
牛乳乳製品	18	・ 乳業施設における L L 牛乳等や乳製品の製造コストを 2 %以上削減 10%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・ 事業を実施する乳業施設における 1 日当たりの L L 牛乳等や乳製品向け生乳処理量が 2 トン以上 100 トン・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40 トン・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		6 %以上 3 ポイント 4 %以上 2 ポイント 2 %以上 1 ポイント	20 トン 3 ポイント 10 トン 2 ポイント 2 トン 1 ポイント
--	--	--	---

別表 3（都道府県加算ポイント）

別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

都道府県ポイントの内容		
当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができるものとする。		
3 億円以上	・・・・・・・・・・	5 ポイント
1 億円以上	・・・・・・・・・・	4 ポイント
5,000 万円以上	・・・・・・・・・・	3 ポイント
1,000 万円以上	・・・・・・・・・・	2 ポイント
概ね 500 万円以上	・・・・・・・・・・	1 ポイント

別表 4（輸出産地リスト連携加算ポイント）

別表 2 から別表 3 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

輸出産地リスト連携加算ポイントの内容		
「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、2 ポイントを加算できるものとする。		